

一般競争入札公告

沖縄県が発注する「平成 22 年度 大規模 MICE 施設需要動向調査」について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成 23 年 2 月 22 日

沖縄県知事 仲井眞 弘多

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 「平成 22 年度 大規模 MICE 施設需要動向調査」
- (2) 委託業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成 23 年 3 月 31 日

2 一般競争入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 法人であり、資本金が 1,000 万円以上の者であること。
- (2) 沖縄本島内に本社（本店）又は支店（営業所等）を有すること。
- (3) これまでに同種・同規模の調査を実施した実績があること。

3 一般競争入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者及び同条第 2 項各号の一に該当する者で、その事実があった後 2 年を経過していない者。

4 一般競争入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書等 申請書等は、次のとおりとする
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 上記 2 (3) の業務実績を証する資料
 - ウ 登記簿謄本
 - エ 直近 2 年分の決算報告書又は貸借対照表
 - オ その他
- (3) 申請書等の入手方法
申請書等の諸様式は、次のとおり配布する。なお、郵送による配布は行わない。
 - ア 期間 この公告の日から平成 23 年 2 月 25 日（金）まで
 - イ 場所 沖縄県ホームページ（<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>）
トップページ 「公募・入札」又は「観光振興課」
- (4) 申請書等の提出期限、提出場所等
 - ア 期間 4 (3) アに同じ
 - イ 場所 沖縄県観光商工部観光振興課 誘致企画班
〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 (8F) 電話 098-866-2764
 - ウ 提出部数 1 部
- (5) 一般競争入札参加資格の確認結果
平成 23 年 2 月 28 日（月）までに申請者宛通知する。

5 入札説明書等の配布

入札説明書等は、次のとおり配布する。なお、郵送による配布は行わない。

- (1) 期間 4 (3) アに同じ
- (2) 場所 沖縄県ホームページ（<http://www.pref.okinawa.jp/index.html>）
トップページ 「公募・入札」又は「観光振興課」

6 入札説明会の開催

入札説明会を、次のとおり開催する。なお、説明会への参加は入札参加の条件ではない。

- (1) 日 時 平成 23 年 2 月 24 日 (木) 11 時
- (2) 場 所 沖縄県庁 8 階第 2 会議室
- (3) その他 準備の都合上、参加予定の者は 2 月 23 日 (水) 午後 5 時までに、FAX 又は E-mail にて 12 (2) の問い合わせ先まで参加者職氏名を報告すること。(1 団体あたり 2 名以内の参加とする)

7 質問事項

- (1) 受付期間 4 (3) アに同じ (午後 5 時までとする)
- (2) 提出方法 所定の様式により、沖縄県観光振興課へ提出 (FAX 又は E-mail)
- (3) 提出先 12 (2) の問い合わせ先
- (4) 回答方法 沖縄県ホームページに随時掲載する

8 入札執行の場所及び日時

- (1) 日 時 平成 23 年 3 月 1 日 (火) 11 時 30 分
- (2) 場 所 沖縄県庁 8 階第 3 会議室

9 入札方法等

- (1) 代理人入札の場合は、本人の委任状を持参すること。
- (2) 入札参加者は、入札書を 8 に定める場所に直接持参すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札保証金

入札に参加しようとする者は、「沖縄県財務規則 (昭和 47 年 5 月 15 日規則第 12 号)」(以下「財務規則」という。) 第 100 条の規定により、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金若しくはこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。但し、次のいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。
- (2) 過去 2 年以内に、国 (独立行政法人、公社及び公団を含む。) 又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 財務規則第 126 条各号のいずれかに該当する入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反する入札
- (2) 一般競争入札参加資格の確認を受けた者の入札であっても、開札時において 2 に定める資格要件を満たさない者のした入札

12 その他

- (1) この公告、仕様書及び入札説明書に定めのない事項については、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 地方自治法施行令 (昭和 22 年号外政令第 16 号) 及び財務規則に定めるところによる。
- (2) この公告に関する問い合わせ先は以下の通り。

沖縄県観光商工部観光振興課 誘致企画班 〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2 (8F)
電話 098-866-2764 FAX 098-866-2765 E-mail aa057137@pref.okinawa.lg.jp